

# 琵琶湖大橋有料道路の あり方に関する研究会

---

## 第1回

平成26年8月6日(水) 15:00~

滋賀県土木交通部道路課

# 研究会の設置について

## 1. 包括外部監査

【H26.3.20付け 平成25年度道路公社に対する包括外部監査 『報告書』抜粋】

○県は、(中略) 現在の財務状況を踏まえ、琵琶湖大橋有料道路の今後のあり方を早期に示す必要があると考えている。

○法令上、損失補填引当金を早期償還のために未償還額に充当すべきであるとの規定はないが、当該制度の趣旨に鑑み、公社の財務状況を踏まえ判断すれば、現状のままで公社が道路利用者から料金徴収を続ける意義は乏しいと考える。したがって、建設有料事業については早急に継続性の検討が求められるところである。

○県は、国との協議を進めるとともに、有料道路利用者や広く県民意見などを参考に、また大規模修繕や更新等の事業追加の有無を考慮し、建設有料事業の継続性について慎重かつ早急に議論を重ね、その方針を明確に示していくべきである。

あわせて、清算後の琵琶湖大橋の維持管理について、地域の実情に合わせて多様な管理手法が選択できるよう、引き続き国に対し制度改革を働きかけるべきである。

## 2. 監事監査

【H26.6.6付け 平成25事業年度 滋賀県道路公社の業務監査結果 抜粋】

○滋賀県道路公社の平成25年度末の財務状況からすれば、有料道路建設に係わる未償還額の一括償還も可能であり、このような状況で料金徴収を続けることは適切ではないと考える。

滋賀県道路公社は、滋賀県に対して早期償還についての事業変更許可の同意を求めたが、結論には至っていない。

滋賀県道路公社は滋賀県に対し、県民目線、利用者目線に立って、早期に無料化されるよう、より積極的な働きかけを行われたい。

【H26.7.22付け 道路公社法第12条第5項の規定に基づく意見 抜粋】

○平成25年度に実施された包括外部監査でも意見があったが、現在の道路公社の財務状況においては、すでに道路利用者から料金徴収を続ける根拠を無くしている。よって、道路公社は、すぐに琵琶湖大橋有料道路の無料化の手続に入るべきである。

なお、無料化にあたっては、多様な意見があることも仄聞しており、県として責任ある適切な対処をされるよう要望する。

# 3. 県内11市長からの提案

## 【H25.7.30 近江大橋無料化の再検討について】

### 近江大橋無料化の再検討について

近江大橋有料道路は今年12月に有料期限が終了し、無料化されることと聞いております。

このことに関し、市長会の個々の会員間では懸念を有しつつも、これまで共通の課題として位置づけ、統一した考え方を示してきませんでした。

今年度に入ってから、複数の県議会議員から既定方針どおり無料化を実施してよいのかとの問いかけを受け、情報収集及び県市長会の会議等で検討を行いました。

近江大橋有料道路に関しては、無料化となれば、交通量の一層の増加による渋滞の悪化、年間約1億5千万円の維持管理経費が県の厳しい道路財源を一層圧迫する、今後の改築財源の調達を困難にするなど多くの問題の発生が予想されます。

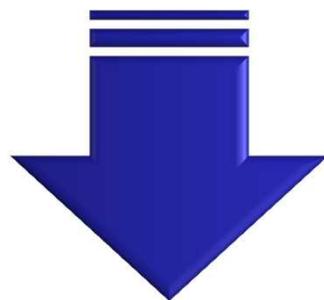
現状でのいわゆる維持管理有料制度の適用は困難であることは理解しています。また、有料期間延長のための安易な投資は避けるべきです。しかし、当該道路整備後の土地利用の変化に伴うアクセス等さまざまな問題解決のため、関連接続道路等の

整備による機能と安全性向上のための改築は重要な課題となっています。このため、道路整備特別措置法第10条第4項に定める変更許可に基づく改築整備を行い、受益者である利用者から適切な負担を継続して求めることが望ましいと考えます。

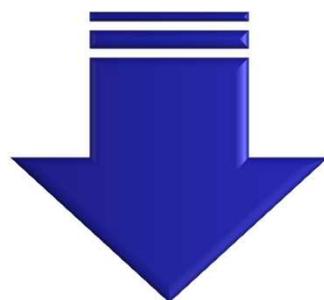
滋賀県の道路整備率は全国下位にあり、道路橋の補修率も約2%であるなど課題は山積しています。この上さらに、近江大橋を一般道路として抱えることになれば、課題解決はいつそう困難となります。また、有料道路年間約3億1千万円の維持管理経費を要し、築後約50年になる琵琶湖大橋有料道路の無料化も同様の問題が予想されます。

以上のとおり、今後の県民生活及び産業振興、救急・防災、さらには観光振興等の観点から事態は深刻であると考えます。

県議会での質疑等からは、無料化は既定路線となっているようであり、時間的余裕も限られていますが、料金の適正化、県道路公社のあり方も含め、無料化方針の妥当性について改めて検討されるよう提案します。



「琵琶湖大橋有料道路事業」の  
方向性を早期に示す必要あり



研究会の設置

# ■ 設置要綱（案）

（資料1参照）

（目的）

第1条 琵琶湖大橋有料道路の今後の運営と維持管理について研究するため、「琵琶湖大橋有料道路のあり方に関する研究会」（以下、「研究会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 研究会は次に掲げる事項を所掌する。  
（1）琵琶湖大橋有料道路の運営に関すること。  
（2）琵琶湖大橋有料道路の維持管理に関すること。

（構成）

第3条 研究会は、次に掲げる者をもって構成することとし、別表のとおりとする。  
（1）会員  
①学識経験者  
②道路利用者  
③関係行政機関  
（2）オブザーバー  
第2条の所掌事項と関係が深く、内容に応じ研究会に出席が必要とされる者

（座長および座長代理）

第4条 研究会に座長を置き、会員の互選によりこれを定める。  
2 座長は、研究会を代表し、会務を総括する。  
3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者がその職務を代理する。

(研究会)

第5条 研究会は、原則として年5回開催する。ただし、座長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(公開)

第6条 研究会は公開とする。ただし、滋賀県情報公開条例第6条各号に掲げる情報は除く。  
2 研究会を開催する際には、日時、場所等についてあらかじめホームページで周知を図る。  
3 研究会の資料はホームページで公開する。  
4 研究会の議事結果は要旨を取りまとめて議事要旨とし、ホームページで公開する。

(事務局)

第7条 研究会の事務局は、滋賀県土木交通部道路課に置く。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は、座長が研究会に諮って定める。

- 付則 1 この要綱は、平成26年 月 日より施行する。  
2 研究会の設置期間は平成27年3月31日までとする。